

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日 平成 22 年 9 月 1 日

施策No.	22	施策名	公共下水道の整備	21年度 施策位置付け	<input type="checkbox"/> 重点施策 <input checked="" type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	施設管理課 施設建設担当	施策統括課長名	小林 尚生		
施策関連課名					

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的「対象」	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
市民事業所 河川 過去の都市型水害の発生箇所	市民人口(4月1日現在、外国人登録者数を含む)	人	115,696	116,010	116,374
	水害発生箇所数(道路冠水・床下床上浸水)	箇所	4	8	6

施策の目的「意図」	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
衛生的な住環境が確保できる。 水質の汚濁を防止する。 都市型水害を防止する。	汚水下水道整備率	%	98.47	98.47	99.34
	雨水下水道整備率	%	30.05	30.58	30.89
成果指標設定の考え方 汚水・雨水とも市域の整備状況を成果指標とした。	水洗化率	%	98.95	99.06	99.16

成果指標の把握方法(引用資料、算定式など)	汚水については、家庭及び事業所からの排水先としての市域全体の汚水管整備普及状況を成果指標とした。 雨水については、道路冠水などの水害対策を進め、雨水整備を行った整備面積を平成22年度の整備計画面積に対する整備率を成果指標とした。
-----------------------	---

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	市民の役割 汚水排水を公共下水道(汚水)に排出する。 雨水の流出を抑制するため、敷地内に降った雨水は、敷地内処理(浸透・貯留)するよう努める。
	行政の役割 公共下水道(汚水・雨水)の施設整備・維持管理を行う。 市民に下水道に関する自身の役割を認識させるとともに、情報の提供や接続の普及促進を図る。

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p><施策の成果水準評価></p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった</p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった</p> <p>根拠： 汚水下水道については、人口的には平成15年度末で普及率概成が100%となっている。水洗化率では、平成21年度末約0.84%(429世帯)の人口規模で未接続がある。 雨水下水道は、流域下水道落合川雨水幹線の下流部を除き平成16年度に完成し、市ではその幹線に接続する雨水幹線工事を進めているが、冠水解消を図るべき区域まで、まだ到達していない状況であり、平成21年度末現在の整備成果は数値上大きな変動はない。</p>	<p>①近隣との比較 河川の水質：近隣市より河川数が多い。近隣市の河川に比べ、全体的に水質の向上が見られる。 雨水下水道：雨水下水道整備率30.89%は、近隣市よりも進んでいる。</p> <p>②時系列比較 河川の水質：公共下水道整備により改善された。しかし、公共下水道への未接続世帯の解消が頭打ち状態であり、今以上の水質改善が進まない状況。 道路冠水：雨水整備により恒常的かつ大きな冠水箇所は減少。しかし、宅地化の進捗、異常気象の影響により、突発的に小規模な冠水箇所は増加。</p> <p>③市民期待水準との比較 恒常的に道路が冠水する地区の自治会からは、早期解消の要望が寄せられている。</p>	<p>貢献度の「高い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道(汚水)ポンプ場維持管理事業 ・下水道(汚水)小型マホルポンプ維持管理事業 ・下水道(汚水)管渠維持管理事業 ・下水道(汚水)料金徴収事務 ・流域下水道維持管理負担金事務 ・下水道(雨水)整備事業 	<p>貢献度の「低い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道普及促進事業(水洗便所改造資金特別助成)
-----------	---	---	--	---

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 下水道(雨水)整備事業については、計画的な整備を行っているため、年度ごとに事業費の変動は出てくる。 ②近隣との比較 道路冠水解消のための雨水事業は、近隣市より推進している。 ③納税者期待との比較 恒常的な道路冠水区域の市民は早期解消を望むが、その心配のない市民は雨水整備事業に対し批判的である。事業費の平準化を図りつつ雨水整備を推進していく。 <施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> 荒川右岸東京流域下水道維持管理参画事業
①本施策を構成する事務事業の数	本数	18	18	20	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	978,252	1,445,442	1,008,201	
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	35,616	35,571	39,240	
④トータルコスト(②+③)	千円	1,013,868	1,481,013	1,047,441	
効率性指標	円	8,455	12,460	8,664	
同	円	308	307	337	
同	円	8,763	12,767	9,001	

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： 市は、効率的な公共下水道施設の整備や維持管理を行うとともに、公共下水道未接続世帯等に対する普及促進や啓発活動を積極的に行い河川水質の改善に努める。 市民、事業者は、家庭排水の公共下水道接続の義務があり、接続をしている市民、事業者は、排水量に応じた下水道使用料を支払う義務がある。 雨水整備については、市は、市民が安全で衛生的な生活環境を保てるよう、恒常的な雨水冠水区域の解消に努める必要がある。	<input type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： 雨水整備は、流域下水道雨水幹線に市の雨水管が接続できる状況になり、恒常的な冠水発生がある南町区域や前沢区域の雨水を排除するため、平成16年度より前沢北雨水幹線の整備を開始し、平成18年度末までに一部の地域の解消を図れるようになった。 しかし、東京都施工の落合川雨水幹線が完成しないかぎり、本来の冠水区域の解消にはつながらない。 今後においても、重点的、計画的に整備することが必要であり、これら冠水被害の多発区域の解消を図るまでの間は、事業費の増加が見込まれる。 汚水下水道施設については、滝山団地を中心に老朽管やポンプ設備の改築・更新に係る維持管理費も増加していく。	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) ・日本下水道協会参画事業 ・下水道(汚水)料金徴収事務 ・日本下水道事業団参画事業 ・荒川右岸東京流域下水道対策協議会参画事業 ・荒川右岸東京流域下水道維持管理参画事業 ・荒川右岸東京流域下水道(汚水)建設参画事業 ・黒目川流域公共下水道雨水整備促進協議会参画事業 ・荒川右岸東京流域下水道(雨水)建設参画事業 ・下水道プラン策定事業 ・公共下水道施設資産評価事業 施策コスト削減における市の裁量余地 コスト削減不可事務事業費の金額(比率) * 市条例は含まず 平成21年度実績 744,125,000 円 (73.8 %) 市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率) 平成21年度実績 264,076,000 円 (26.2 %)

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

(優先施策の選定) 施策の方向性 要検討課題	23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/> 【主な意見】 ・下谷ポンプ場と滝山地区の公共下水道管の老朽化対策は、急を要する案件である。 ・下水施設の維持管理は、発生対応型でなく、計画的に取り組むたい。 ・使用料改訂の際は、料金単価・料金体系の根拠を明確にしておく。	①滝山地区の下水道管について ・布設から40年が経過しており、老朽化が進行。 しかし、耐用年数とされている50年未満であるため、国補助が出ないため、全額一般財源の持ち出しになる。 ②下谷ポンプ場のポンプについて ・スポーツセンター脇の下谷ポンプ場のポンプ(全5基のうち3基)は、耐用年数を越え老朽化が著しい。 ・3基とも更新が必要であるが、調査診断をした結果、部品の取り換えにてしばらくは対応していく。	③下水道使用料について ・下水道会計健全化のため、繰り上げ償還を行ったことから使用料見直しの義務がある。 ④公共下水道管の地震対策について ・耐震診断調査を行い、平成25年度までに地震対策の実施工事を行っていく。

6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐめる環境・状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・下水道は、汚水の排除や浸水の解消といった役割に加え、河川や閉鎖性水域等の公共用水域の水質保全や下水処理水、下水汚泥等の資源を活用した循環型社会への貢献等も担っており、加えて、これら施設のストックの増加に伴って老朽化した施設の改築・更新が課題となっている。 ・国庫補助事業の見直しにより下水道事業も社会資本整備総合交付金に統合され、地方自治体には厳しい行財政運営が続く中で、補助体系が細分化されている。〔公共(汚水)地震対策、長寿命化、浸水対策、水質改善、新世代下水道等〕 ・浸水対策下水道整備を行っている多摩地区内の自治体は、当市を含め9市(H22)である。	説明： ・南町、弥生地区の一部地区の恒常的な冠水区域の解消が図られることとなった。しかし、流域下水道落合川雨水幹線(東京都下局施工)は下流部分が完成していないことから、現在は、貯留管としての機能しかなく、都市計画道路排水及び既設雨水管の接続ができない状況である。しかし、平成22年度末には下流部分の雨水幹線工事が完了する予定となっている。また、平成22年度から平成23年度にかけて前沢三丁目の雨水整備を行い、長年道路冠水で苦慮していた地区の冠水に対する整備効果が出る予定である。 ・雨水下水道事業は、公費負担であることから、不要不急な箇所まで整備する必要はない。しかし、整備するにあたっては、財政的にも国、都の補助金を充ちし整備を進めていかなければならないことから、事業費の平準化に配慮し、今後とも、恒常的な浸水区域に重点的、効率的にその解消に向け努力して行く。	<取り組みべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ・恒常的な浸水区域の解消 ・汚水下水道の適正な経営の健全化 ・経年劣化してきている老朽管の改築・更新に向けての整備方針 ・下水道施設(ポンプ場・管渠等)の耐震化整備 ・公共下水道(汚水)への未接続世帯の対応強化 <対応方向> ・下水道使用料の定期的な改定の検討 ・未接続世帯に対し、引き続き接続要請の強化を図る。 ・荒川右岸処理区(東村山市、武蔵村山市、武蔵野市、小平市、東大和市、清瀬市、小金井市、西東京市、東久留米市の9市)でのスケールメリットを生かした広域的な維持管理への移行を検討。
	<市の状況、市民ニーズの変化> ・市は、恒常的な道路冠水地区の南町、弥生、前沢地区の地域で浸水箇所の解消に取り組む。 ・汚水下水道は、整備率が98%、整備人口に対しては、100%完成していることから、今後の汚水下水道整備は、新設道路等に伴う整備を行う。 ・市内の汚水下水道管は約287kmに及び、その内、布設してから30年以上を経過したものが約25%あり、一部には老朽化が進んでいる。今後は、下水道施設(ポンプ場・管渠等)の耐震化を含め、計画的な改築・更新事業を実施して行かなければならない。		成果とコストに関する方針